

私 共 保 第 6 号
令 和 8 年 5 月 2 7 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

都道府県〇〇〇〇〇〇

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

私学 太郎 様
ご家族 様

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原 紀彦

令和8年度 特定健康診査の実施について

平素より私学事業団の共済業務につきましましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私学事業団では「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳から74歳の加入者及び被扶養者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

特定健康診査は、生活習慣病の予兆を早期発見し、発症や重症化を予防することを目的とした健診制度です。同封の受診券により無料(全額私学事業団負担)で受診できますので、ご自身の健康のために積極的に受診し、生活習慣病の予防や日常生活での健康管理にお役立てください。

なお、健診実施後は健診結果を反映した個々人の健康状態に即した健康情報通知を送付します。

また、一定の条件に該当する方には、特定保健指導として生活習慣改善サポートを行います。特定保健指導の利用期間は翌年7月末までですが、利用券発送までには時間がかかります。できるだけ早めの時期に健診を受診し、対象となった場合のサポートへスムーズにつながられるようご協力をお願いいたします。

なお、特定健康診査の代わりに人間ドックやパート先の健診等を受診した場合は、健診結果等を提出することにより前述のサポートが受けられます。提出方法等は、同封の特定健診元気ガイドをご覧ください。

【同封書類】

- ① 令和8年度 特定健康診査の実施について (本紙)
- ② 特定健康診査受診券 (対象者の人数分)
- ③ 令和8年度版 特定健診指定機関一覧
- ④ 令和8年度版 特定健診元気ガイド (被扶養者・任意継続加入者用)
- ⑤ ホームページPRリーフレット
- ⑥ 健診結果提出用封筒 (※)

※受診券を使用せず人間ドックやパート先の健診を受けた方が健診結果を提出する際にご利用ください。

被扶養者の方が、人間ドックの補助金請求をされる場合は、学校法人等を経由して当該請求書及び健診結果等を送付してください。任意継続加入者及びその被扶養者の方は、直接私学事業団に送付してください。

【特定健康診査の対象者】

- ① 私学 一郎 様
- ② 私学 花子 様

(問い合わせ先)

日本私立学校振興・共済事業団
福祉部 保健課 健康管理係
電話：03(3813)5321 (代表)